

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

(1) 賦課限度額の見直し

項 目	改正前	改正後
後期高齢者支援金等	14万円	16万円
介護納付金	12万円	14万円

(2) 保険料軽減判定基準の見直し

5割軽減対象世帯

区 分	世帯の合計所得
改正前	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数(世帯主を除く。)+特定同一世帯所属者数(世帯主を除く。))以下
改正後	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)以下

2割軽減対象世帯

区 分	世帯の合計所得
改正前	基礎控除額(33万円) + <u>35万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)以下
改正後	基礎控除額(33万円) + <u>45万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)以下

(3) 適 用

平成26年度の保険料から適用